

。厚生労働省告示第二百四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十四日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第一に次のように加える。

1080 抗菌性カテーテル被覆・保護材

1081 抗菌性換気用気管チューブ

1082 単回使用^{（単回）}棘間留置器具